（臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一章　業務	**第一章**　業務
（法第二条の厚生労働省令で定めるもの）	（新設）
第一条　臨床検査技師等に関する法律（以下「法」という。）第二条の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　微生物学的検査 二　免疫学的検査 三　血液学的検査 四　病理学的検査 五　生化学的検査 六　尿・糞便等一般検査 七　遺伝子関連・染色体検査	**第一条**　臨床検査技師等に関する法律（以下「法」という。）第二条の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる検査とする。 一～十八　（略）
（法第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査）	（法第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査）
第一条の二　法第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。	**第一条**　臨床検査技師等に関する法律（以下「法」という。）第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。
一～十八　（略）	一～十八　（略）
第一章の二　免許	**第一章の二**　免許
（法第四条第一号の厚生労働省令で定める者）	（法第四条第一号の厚生労働省令で定める者）
第一条の三　（略）	**第一条の二**　（略）
（障害を補う手段等の考慮）	（障害を補う手段等の考慮）
第一条の四　（略）	**第一条の三**　（略）
（免許の申請手続）	（免許の申請手続）
第一条の五　（略）	**第一条の四**　（略）
2　（略）	2　（略）
（登録免許税及び手数料の納付）	（登録免許税及び手数料の納付）
第三条の四　第一条の五第一項又は第二条の二第一項の申請書には、登録免許税の領収証書又は登録免許税の額に相当する収入印紙をはらなければならない。	**第三条の四**　第一条の四第一項又は第二条の二第一項の申請書には、登録免許税の領収証書又は登録免許税の額に相当する収入印紙をはらなければならない。
2　（略）	2　（略）
（登録の申請手続）	（登録の申請手続）
第十一条　（略）	**第十一条**　（略）
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。	2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一　（略）	一　（略）
二　検体検査の業務（以下「検査業務」という。）の管理を職務とする者（以下「管理者」という。）の同意書（開設者が自ら管理を行う場合を除く。）及び履歴書	二　検査業務の管理を職務とする者（以下「管理者」という。）の同意書（開設者が自ら管理を行う場合を除く。）及び履歴書
三　（略）	三　（略）
四　専ら精度管理（検体検査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。）を職務とする者（以下「精度管理責任者」という。）の同意書及び履歴書	四　専ら精度管理（検査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。）を職務とする者（以下「精度管理責任者」という。）の同意書及び履歴書